

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○大学分科会

認証評価機関の認証について（平成 31 年 3 月 27 日）	3
大学設置基準等の改正について（令和元年 6 月 13 日）	8
認証評価機関の認証について（令和元年 8 月 9 日）	12
大学院設置基準の一部改正について（令和元年 8 月 9 日）	17
専門職大学設置基準等の改正について（令和元年 8 月 9 日）	20
専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を 適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について （令和元年 9 月 18 日）	23
大学設置基準の一部改正について（令和元年 9 月 18 日）	29
認証評価機関の認証について（令和元年 11 月 12 日）	32
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を 定める省令の改正について（令和元年 11 月 12 日）	41
高等専門学校設置基準の改正について（令和 2 年 1 月 22 日）	50
大学院設置基準の一部改正について（令和 2 年 5 月 20 日）	53
大学設置基準等の改正について（令和 2 年 9 月 15 日）	56

○初等中等教育分科会 教員養成部会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について （令和 2 年 8 月 11 日）	60
--	----

○関連規定	85
-------	----



30受文科高第1858号

中央教育審議会

写

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

平成31年3月27日

文部科学大臣 柴山 昌彦



(理由)

公益財団法人大学基準協会より、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

写



30 大基調第 323 号
平成 31 年 3 月 11 日

文 部 科 学 大 臣
柴 山 昌 彦 殿

公益財団法人 大学基準協会
会長 永 田 恭 介



認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 公益財団法人大学基準協会 定款
- 2 登記簿謄本
- 3-1 平成 29 年度収支決算書類、監査報告書
- 3-2 今後 5 年間の収支見込計画
- 4 認証評価実施実績校一覧
- 5 公益財団法人大学基準協会事務局組織規則
- 6-1 法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程
- 6-2 公益財団法人大学基準協会基準の設定及び改善に関する規程
- 6-3 公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程
- 7 グローバル法務系専門職大学院基準
- 8 グローバル法務系専門職大学院認証評価年間スケジュール
- 9 グローバル法務系専門職大学院認証評価組織体制図
- 10-1 グローバル法務系専門職大学院認証評価準備委員会名簿
- 10-2 基準委員会名簿
- 11 公益財団法人大学基準協会の「グローバル法務系専門職大学院認証評価」対象一覧
- 12-1 グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対するパブリックコメント依頼文

書等

- 12-2 グローバル法務系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について
- 13-1 公益財団法人大学基準協会評価手数料に関する規程
- 13-2 情報公開に関する内規
- 13-3 公益財団法人大学基準協会経理規程
- 14 役員名簿

(公財) 大学基準協会の概要と今回の申請概要について

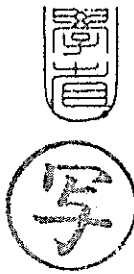
1. 法人の概要

- 設立目的
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。
- 設立年月日
昭和22年7月8日（文部大臣による設立許可）
- 所在地
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
- 組織等
会長：永田 恭介（筑波大学 学長）
会員校：正会員339大学、正会員9短期大学、賛助会員133大学
（平成30年11月1日現在）
- 予算
平成30年度 448,575,000円
- 業務
 - ①大学の教育研究活動等に関する第三者評価
 - ②大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善並びに活用
 - ③内外の大学に関する資料の収集及び調査並びに研究
 - ④大学の教育研究活動等の改善のための助言及び援助並びに情報の提供
 - ⑤大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
 - ⑥大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
 - ⑦大学の教育研究活動等に関する資料の刊行
 - ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 認証評価の実施実績
 - ・機関別評価
 - 大 学：632大学（平成16年度～平成29年度）
 - 短期大学：37大学（平成19年度～平成29年度）
 - ・専門職大学院分野別評価
 - 法科大学院：36専攻（平成19年度～平成29年度）
 - 経 営 系：61専攻（平成20年度～平成29年度）
 - 公 共 政 策：10専攻（平成22年度～平成29年度）
 - 公 衆 衛 生：5専攻（平成23年度～平成29年度）
 - 知 的 財 産：3専攻（平成25年度～平成29年度）
 - グローバル・コミュニケーション：1専攻（平成29年度）
 - デジタルコンテンツ：1専攻（平成29年度）

2. 今回申請のあった評価事業の概要

- 認証評価の対象
専門職大学院（グローバル法務系分野）
（学位名称：グローバル法務修士（専門職）など）
- 大学評価基準（案）
大学評価基準（案）は、7の「大項目」を設けており、その下に「項目（20項目）」を設定する。
- 評価結果（案）及び判定方法（案）
適合、不適合
上記以外に、優れた点及び改善が必要とされる点を総合的かつ簡潔に「総評」として記載。指摘すべき事項が認められた場合は、「提言」（「長所」「特色」「是正勧告」又は「検討課題」）として別途記載する。
- 評価手数料の額（案）
1専攻 350万円（消費税別）
- 対象専門職大学院（平成31年3月現在）
 - ・平成29年度開設
慶應義塾大学法務研究科グローバル法務専攻

入学定員：30名



元文科高第136号

中央教育審議会

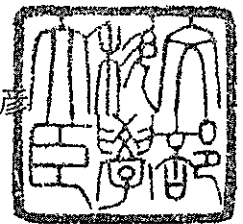
次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

令和元年6月13日

文部科学大臣

柴山昌彦



(理由)

平成30年11月26日に、2040年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただいたところである。

同答申においては、大学が時代や学修者のニーズに応じた多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることや、多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進、社会のニーズを踏まえた教育を展開できるようにするための実務家の登用の促進など、大学における多様で柔軟な教育研究体制の構築の推進について提言いただいたところである。

このため、答申で提言された具体的な改革方策を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準の改正を行う必要があるもので、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱（案）

大学設置基準改正要綱

第一 学部等連係課程に関する改正

大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育上支障を生じない場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等との緊密な連係及び協力の下、当該学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織を置くことができるものとするほか、この場合の専任教員、校舎面積基準、附属施設基準、収容定員その他所要の規定を整備すること。

第二 実務家教員に関する改正

専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員のうち、一定の授業科目を担当する者については、教育課程の編成に携われるよう大学が努めるものとする。

第三 履修証明制度に関する改正

大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに、この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

第四 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

大学院設置基準改正要綱

第一 研究科等連係課程に関する改正

大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育上支障を生じない場合には、当該大学に置かれる二以上の研究科等との緊密な連係及び協力の下、当該研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織を置くことができるものとするほか、この場合の教員、収容定員その他所要の規定を整備すること。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

短期大学設置基準改正要綱

第一 学科等連係課程に関する改正

短期大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育上支障を生じない場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科との緊密な連係及び協力の下、当該学科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科を置くことができるものとするほか、この場合の専任教員、校舎面積基準、附属施設基準、学生定員その他所要の規定を整備すること。

第二 履修証明制度に関する改正

短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに、この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。



元受文科高第404号

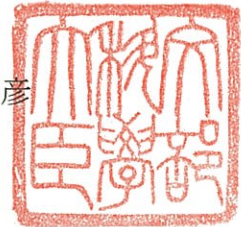
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和元年8月9日

文部科学大臣 柴山昌彦



(理由)

公益財団法人大学基準協会から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



19 大基調第 63 号
2019 (令和元) 年 7 月 23 日

文 部 科 学 大 臣
柴 山 昌 彦 殿

公益財団法人 大学基準協会
会長 永 田 恭 介



認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 公益財団法人大学基準協会 定款
- 2 登記簿謄本
- 3-1 平成 30 年度収支決算書類、監査報告書
- 3-2 今後 5 年間の収支見込計画
- 4 認証評価実施実績校一覧
- 5 公益財団法人大学基準協会事務局組織規則
- 6-1 公益財団法人大学基準協会広報・情報系専門職大学院認証評価に関する規程
- 6-2 公益財団法人大学基準協会基準の設定及び改善に関する規程
- 6-3 公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程
- 7 広報・情報系専門職大学院基準
- 8 広報・情報系専門職大学院認証評価年間スケジュール
- 9 広報・情報系専門職大学院認証評価組織体制図
- 10-1 広報・情報学系専門職大学院認証評価準備委員会名簿
- 10-2 基準委員会名簿
- 11 公益財団法人大学基準協会の「広報・情報系専門職大学院認証評価」対象一覧

- 12-1 広報・情報学系専門職大学院基準（案）に対するパブリックコメント依頼文書等
- 12-2 広報・情報学系専門職大学院基準（案）に対する意見募集の結果について
- 13-1 公益財団法人大学基準協会評価手数料等に関する規程
- 13-2 情報公開に関する内規
- 13-3 公益財団法人大学基準協会経理規程
- 14 役員名簿
- 15 公益財団法人大学基準協会平成 30 年度事業報告
- 16 公益財団法人大学基準協会 2019 年度事業計画
- 17 公益財団法人大学基準協会自己点検・評価委員会規程

（公財）大学基準協会の概要と今回の申請概要について

1. 法人の概要

- 設立目的
内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献することを目的とする。

- 設立年月日
昭和22年7月8日

- 所在地
東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13

- 組織等
会 長：永田 恭介（筑波大学 学長）
会員校：正会員338大学、正会員9短期大学、賛助会員130大学
（平成31年4月1日現在）

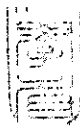
- 予算
平成30年度 448,775,000円

- 業務
 - ①大学の教育研究活動等に関する第三者評価
 - ②大学の質的向上のための大学基準等の設定及び改善並びに活用
 - ③内外の大学に関する資料の収集及び調査並びに研究
 - ④大学の教育研究活動等の改善のための助言及び援助並びに情報の提供
 - ⑤大学の質的向上に必要な研究会及び協議会等の開催
 - ⑥大学の教育研究活動等に関する国際間の情報の交換並びに協力
 - ⑦大学の教育研究活動等に関する資料の刊行
 - ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- 認証評価の実施実績
 - ・ 機関別評価
 - 大 学：659大学（平成16年度～平成30年度）
 - 短 期 大 学：38大学（平成19年度～平成30年度）
 - ・ 専門職大学院分野別評価
 - 法科大学院：40専攻（平成19年度～平成30年度）
 - 経 営 系：71専攻（平成20年度～平成30年度）
 - 公 共 政 策：12専攻（平成22年度～平成30年度）
 - 公 衆 衛 生：7専攻（平成23年度～平成30年度）
 - 知 的 財 産：4専攻（平成25年度～平成30年度）
 - グローバル・コミュニケーション：1専攻（平成29年度～平成30年度）
 - デジタルコンテンツ：1専攻（平成29年度～平成30年度）

2. 今回申請のあった評価事業の概要

- 認証評価の対象
専門職大学院（広報・情報系分野）
（学位名称：広報・情報学修士（専門職）など）
- 大学評価基準（案）
大学評価基準（案）は、7の「大項目」を設けており、その下に「項目（20項目）」を設定する。
- 判定方法（案）及び評価結果（案）
基準に基づいて作成された自己点検・評価報告書、基礎データその他の必要な資料に基づく書面評価及び実地調査を通じて行う。
評価結果は適合、不適合で示す。
上記以外に、優れた点及び改善が必要とされる点を総合的かつ簡潔に「総評」として記載。指摘すべき事項が認められた場合は、「提言」（「長所」「特色」「是正勧告」又は「検討課題」）として別途記載する。
- 評価手数料の額（案）
1専攻 350万円（消費税別）
- 対象専門職大学院（令和元年8月現在）
 - ・平成29年度開設
社会情報大学院大学 広報・情報研究科 広報・情報専攻
入学定員：30名



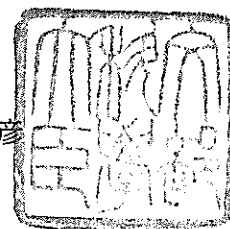
元文科高第 307 号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学院設置基準の一部改正について

令和元年 8 月 9 日

文部科学大臣 柴 山 昌 彦



(理由)

平成 30 年 11 月 26 日に、2040 年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申を、平成 31 年 1 月 22 日に、2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿について審議をまとめていただいたところである。

同答申及び審議まとめにおいては、博士後期課程学生を対象とした教育能力を身に付けるための取組（プレ FD）の実施や情報提供を努力義務化すること、必要な学生納付金等や就学上の支援等に対する見通し（ファイナンシャル・プラン）の提示を努力義務化することについて提言いただいたところである。

このため、答申及び審議まとめで提言された具体的な改革方策を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、大学院設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学院設置基準改正要綱（案）

第一 博士後期課程におけるプレFDに関する改正

大学院は、博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めるものとする。

第二 ファイナンシャル・プランに関する改正

大学院は、授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理し、学生及び入学を志望する者に対して明示するよう努めるものとする。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一については、令和二年四月一日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。



元文科高第259号
中央教育審議会

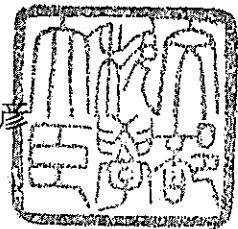
次の事項について、理由を添えて諮問します。

専門職大学設置基準等の改正について

令和元年8月9日

文部科学大臣

柴山昌彦



(理由)

平成30年11月26日に、2040年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただいたところである。

同答申においては、多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進について提言いただいたところである。

このため、答申で提言された具体的な改革方策を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の改正を行う必要があるので、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

専門職大学設置基準等改正要綱 (案)

専門職大学設置基準改正要綱

第一 履修証明制度に関する改正

専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに、この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

専門職短期大学設置基準改正要綱

第一 履修証明制度に関する改正

専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに、この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

写

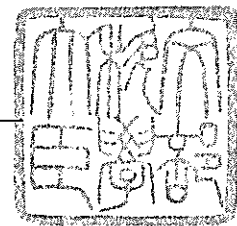
元文科高第466号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する
基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について

令和元年9月18日

文部科学大臣 萩生田光



(理由)

法曹の養成のための中核的な教育機関として法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、令和元年6月26日に法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたところである。

このため、文部科学省において、別紙のとおり、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の改正を行う必要があるので、学校教育法第94条及び112条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

第一 専門職大学院設置基準改正要綱（案）

1 法科大学院の入学者の選抜に関する改正

入学者の選抜に当たって、入学者の適性を適確かつ客観的に評価することとされているところ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第4条各号で規定される学識等を涵養する教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかを的確かつ客観的に評価し、判定するものと規定すること。

2 法科大学院の教育課程の編成方針に関する改正

教育課程の編成に当たっては、法科大学院は、連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念及び第4条に規定する大学の責務を踏まえ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならないことを規定すること。

3 法科大学院の授業科目に関する改正

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号。以下「専門職大学院告示」という。）に規定されている、次の4つの科目群を、設置基準に新たに規定すること。

- 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- 二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
- 三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
- 四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

併せて、法律基本科目については基礎科目を履修した後に応用科目を、他の科目群は法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて、履修するよう教育課程を編成すること、30単位以上の基礎科目を必修科目として開設すること、及び展開・先端科目のうち専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目について、8科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）。以下「選択科目」という。）全ての開設を努力義務とすることを新たに規定するこ

と。

4 法科大学院の授業を行う学生数に関する改正

現在専門職大学院告示で規定されている，①少人数学習を基本とすること，及び②法律基本科目は50人を標準とすることについて，①少人数学習とすること，及び②法律基本科目は原則50人以下とすることを設置基準に新たに規定すること。

5 法科大学院の授業の方法に関する改正

法科大学院においては，第8条第1項に規定するもののほか，連携法第4条第2号及び3号に規定する論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならないことを新たに規定すること。

6 法科大学院の学修の成果に係る評価と修了の認定に関する改正

第10条第2項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては，連携法第5条第2号及び第3号に基づき公表された基準に基づき，連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されているかどうかについて，厳格かつ客観的に評価を行うものとする旨を新たに規定すること。

7 法科大学院における情報の公表に関する改正

連携法第5条に規定される「文科省令で定める事項」として，次の事項を新たに規定すること。

- 一 志願者及び受験者の数
- 二 標準修業年限修了率及び中退率の状況
- 三 法律基本科目のうちの基礎科目若しくは応用科目又は各選択科目にそれぞれ該当する，法科大学院で開設される科目の名称
- 四 授業料，入学料その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減に関すること
- 五 法学未修者及び社会人の入学者の割合及び司法試験合格率
- 六 連携法曹基礎課程からの入学者の割合及び司法試験合格率
- 七 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率

8 法科大学院の履修科目の登録の上限に関する改正

履修科目として登録することができる単位数の上限は，1年につき36単位を標準として定めること。ただし，連携法第6条に定める連携法曹基礎課程を

修了し法科大学院に進学した場合など36単位を超えて登録しても学修の成果が見込まれる者として法科大学院が認めた場合においては、44単位までの登録を認めることを可能とすることを規定すること。

9 法科大学院入学前の既修得単位の認定及び既修者認定に関する改正

連携法第6条に定める連携法曹基礎課程を修了し法科大学院に進学した場合など30単位を超えてみなしても入学後の学修の充実が見込まれる者として法科大学院が認めた場合においては、入学前既修得単位及び既修者認定の認定上限をそれぞれ30単位から46単位に引き上げ、入学前既修得単位及び既修者認定を併せて46単位を上限とすること。

10 法科大学院の修了要件に関する改正

修了要件として、3年以上の在学と93単位以上の修得に加えて、次の要件を新たに規定すること。

一 科目群毎に、必要単位数を修得すること。

イ 法律基本科目	48単位以上
ロ 法律実務基礎科目	10単位以上
ハ 基礎法学・隣接科目	4単位以上
ニ 展開・先端科目	12単位以上

二 法律基本科目について、基礎科目は30単位以上（必修科目を含む。）、応用科目は18単位以上を修得すること。

三 選択科目のうち、4単位以上を修得すること。

11 その他

その他所要の改正を行うこと。

12 施行期日

- ① 1から7までに係る規定（②から④までに該当するものを除く。） 令和2年4月1日
- ② 3のうち必修科目に関する規定及び10に関する規定 令和3年4月1日
- ③ 7の六、8及び9に関する規定 令和4年4月1日
- ④ 7の七に関する規定 令和5年4月1日

第二 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令改正要綱（案）

- 1 第4条第1項第1号に基づいて、認証評価機関が定める大学評価基準に関し、連携法等の改正を踏まえ専門職大学院設置基準において法科大学院について特に規定する事項等を反映させること。
 - 一 設置基準において、論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために適切に配慮しなければならないことを新たに規定することに伴い、当該能力等を涵養するための授業の方法等に関することを規定すること。
 - 二 設置基準において、修了要件として、科目群毎に、必要単位数を規定することに伴い、課程の修了要件に関することを規定すること。
 - 三 連携法に基づき、認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況に関することを規定すること。
- 2 その他
その他所要の改正を行うこと。
- 3 施行期日
令和4年4月1日

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第94条 大学について第3条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第112条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 （略）
- 二 第110条第3項の細目を定めるとき。
- 三 （略）



元文科高第470号

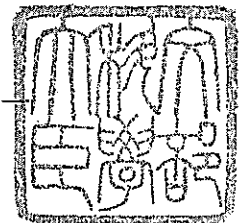
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準の一部改正について

令和元年9月18日

文部科学大臣 萩生田 光



(理由)

医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、平成22年度から令和元年度の医学部入学定員については、臨時的に増員を行った。令和2年度・3年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、医学部定員全体としては、令和元年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持することとなった。そこで、別紙のとおり大学設置基準を改正するため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準改正要綱（案）

第一 令和2・3年度における医学部定員増に関する改正

医学部定員の臨時増員に係る枠組みを2年間暫定的に維持するために必要な規定の整備を行うものとする。

第二 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。



元受文科高第741号

中央教育審議会

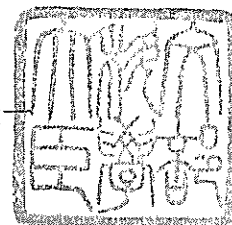
次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和元年11月12日

文部科学大臣

萩生田 光



(理由)

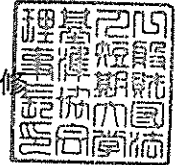
一般財団法人短期大学基準協会から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



短基協総第 135 号
令和元年 10 月 21 日

文部科学大臣
萩生田 光一 殿

一般財団法人短期大学基準協会
理事長 関口 修



認証評価機関申請書

学校教育法第 110 条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 一般財団法人短期大学基準協会定款
- 2 登記簿謄本
- 3 平成30年度財産目録及び貸借対照表、及び添付資料(今後 7 年間の収支計画)
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続 (一般財団法人短期大学基準協会大学認証評価実施規程)
- 7 大学認証評価要綱
- 8 大学評価基準
- 9 認証評価のスケジュール
- 10 認証評価実施体制 (組織図)
- 11 認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
- 12 大学評価基準等の意見照会と意見への対応
- 13 認証評価に関する諸規則等

一般財団法人短期大学基準協会
事務連絡担当者 山本正彦 (総務課長)
E-mail: yamamoto@jaca.or.jp
TEL: 03-3261-3594

1. 名称及び事務所の所在地

(1) 名称 一般財団法人短期大学基準協会

(2) 事務所の所在地

〒102-0073

東京都千代田区九段北4丁目2番11号

2. 役員氏名（令和元年10月1日現在）

理事長	関口	修	郡山女子大学短期大学部学長、郡山女子大学学長、学校法人郡山開成学園理事長
副理事長	原田	博史	岡山短期大学学長、岡山学院大学学長 学校法人原田学園理事長
理事	中野	正明	華頂短期大学学長、京都華頂大学学長
	秋山	元秀	滋賀短期大学学長
	麻生	隆史	山口短期大学学長、九州情報大学学長 学校法人麻生教育学園理事長、第二麻生学園理事長
	石井	茂	学校法人大阪成蹊学園理事長
	大野	博之	国際学院埼玉短期大学学長 学校法人国際学院理事長
	奥	明子	貞静学園短期大学学長 学校法人貞静学園理事長
	川並	弘純	聖徳大学短期大学部学長、聖徳大学学長 学校法人東京聖徳学園理事長
	工藤	智規	公益財団法人スポーツ安全協会 会長
	小林	雅之	桜美林大学総合研究機構 教授
	坂根	康秀	香蘭女子短期大学学長 学校法人山内学園理事長
	佐久間	勝彦	千葉経済大学短期大学部学長、千葉経済大学学長、学校法人千葉経済学園理事長
	佐々木	公明	桜田通り総合法律事務所 弁護士
	清水	一彦	山梨県立大学学長 公立大学法人山梨県立大学理事長
	滝川	嘉彦	学校法人滝川学園理事長
	田中	厚一	帯広大谷短期大学学長
	松ヶ迫	和峰	一般財団法人短期大学基準協会 事務局長
監事	齋藤	力夫	齋藤総合税理士法人 会長税理士
	谷本	榮子	関西外国語大学短期大学部学長 学校法人関西外国語大学理事長
	松岡	弘樹	東京交通短期大学学長

3. 認証評価の対象

大学（短期大学を除く）

4. 大学評価基準及び評価方法

大学評価は、基本方針を定めた「大学認証評価要綱（令和元年10月1日決定）」（以下「評価要綱」という。）、評価基準を定めた「大学評価基準（令和元年10月1日決定）」（以下「評価基準」という。）に基づき実施する。概要は次のとおりである。

(1) 大学評価基準（添付資料インデックス8）

一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）の定める評価基準による。概要は次のとおりである。（評価要綱 3（添付資料インデックス7-1,2頁））

①評価基準は、学校教育法第109条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援することを目的として、四つの基準から構成されている。

②評価基準は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等を踏まえて基準協会が大学の教育研究活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、大学に必要と考える要件及び評価対象大学の目的に照らして、教育活動等を分析・判定するために定めたものである。

③評価基準は、大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ ミッションと教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっている。また、4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～7）として表している。

④大学は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に適格認定が与えられる。評価基準に適合していると認められるためには、4基準すべてが満たされていなければならない。（評価要綱 6-(4)-②（添付資料インデックス7-5,6頁））

⑤評価基準設定の際には、基準協会ですべて審議され、その過程の公平性及び透明性を確保するため、評価要綱及び評価基準について全国公私立大学あてにパブリックコメントを募集し、基準協会ホームページによるパブリックコメント募集の情報提供も行った。また、基準協会は、評価方法、評価基準等を変更する場合にも、その過程において公平性及び透明性を確保するため、事前に各大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表すると評価要綱に示している。（評価要綱 13（添付資料インデックス7-8頁））

(2) 評価方法

評価方法は、基準協会が定める評価要綱による。概要は次のとおりである。（評価要綱 6（添付資料インデックス7-5,6頁））

①自己点検・評価報告書の作成

a 評価を受ける大学は、評価校マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成する。報告書には大学全体として、また、必要に応じて学部、研究科

ごとに教育活動等の自己点検・評価を記述する。

- b この報告書（評価校マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び基準協会に送付する。

②各評価員による評価

- a 評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む。）による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該大学の状況を把握・分析・評価する。
b その評価は、評価基準に定める区分ごとに、当該大学が大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行う。

③評価チームによる基準別評価

- a 訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめる。この場合の評価も上記と同様、評価基準に定める基準それぞれに、当該大学の状況が大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行う。
b 評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点及び早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめる。
c 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した基準別評価票を作成し、期日までに大学認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）へ提出する。

④評価委員会による機関別評価

a 分科会における機関別評価原案の作成

評価を受ける大学数に応じて設けられた分科会においては、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成する。

b 評価委員会における機関別評価案の作成

評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成する。

評価は、当該大学の教育活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定する。

- i 4基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とする。
ii 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とする。
iii 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とする。
iv 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見（以下「改善意見」という。）を付すことがある。

c 機関別評価案の内示

評価委員会が作成した機関別評価案を当該大学に内示する。

⑤異議申立て等の手続き

この機関別評価案に対し、異議申立て又は意見申立てがある大学は、「異議申立て及び意見申立ての機会」の手続きにより行う。

⑥理事会による機関別評価の決定

理事会は、機関別評価案等に基づいて評価を決定する。

評価の公正を期するため、基準協会が評価を受ける大学の利害関係者と認める者は、当該大学の評価業務に従事させないものとする。

5. 認証評価の実施体制

認証評価の実施体制は、基準協会が定める評価要綱による。（評価要綱 5（添付資料インデックス 7-3, 4, 5 頁）概要は次のとおりである。

基準協会は、評価委員会、分科会、評価チーム、認証評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）により大学の評価を実施する。

- (1) 理事会の下に大学関係者や学識経験者等による評価委員会を置き、評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1チーム4名程度、1名をチーム責任者とする。）を、評価を受ける大学ごとに編成する。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、評価委員会の下に複数の分科会を置く。

なお、財的資源の評価については財務部会を置き、分科会と連携して評価に当たる。また、審査委員会を置き、評価委員会が示す機関別評価案に対する当該大学からの異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告することになっている。

評価の公正を期するため、基準協会が評価を受ける大学の利害関係者と認める者は、当該大学の評価業務に従事させないものとする。

- (2) 評価員は公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価員に対して研修を実施する。

- (3) 認証評価事業の会計は、基準協会の法人会計と区分したものとする。

6. 認証評価結果の公表の方法

基準協会の刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等による。

基準協会は、機関別評価が確定した後、当該大学に通知するとともに刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表する。（評価要綱 8（添付資料インデックス 7-6 頁）また、評価対象校には、ウェブサイトに基準協会の評価結果及び提出した自己点検・評価報告書を掲載するよう周知する。

7. 認証評価の周期

文部科学大臣による設置認可後又は認証評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに評価を受けるものとする。（評価要綱 9-①（添付資料インデックス 7-6 頁）及び一般財団法人短期大学基準協会大学認証評価実施規程第 3 条（添付資料インデックス 6-1 頁））

8. 認証評価に係る手数料の額（消費税別）（評価要綱 14（添付資料インデックス 7-8, 9 頁））

会員校 1 大学 180 万円に、1 学部あたり 40 万円、1 研究科あたり 20 万

円を加算した額
非会員校 1大学180万円に、1学部あたり40万円、1研究科あたり20万円を加算した額に、7年分の会費相当額を加算した額

9. その他評価の実施に関し参考となる事項

(1) 意見申し立ての機会の付与

評価対象大学は機関別評価案（内示）受領後30日以内に、基準協会に対して異議申立て及び意見申立てを行うことができるとしており、異議申し立てについては審査委員会において審査し理事会に報告、意見申し立てについては評価委員会において審議し、審査委員会及び理事会に報告することとしている。（異議申し立ては機関別評価の判定及び各基準の判定を対象とし、意見申し立ては判定以外の事項を対象とする。）（評価要綱7（添付資料インデックス7-6頁））

(2) 学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項については、基準協会ウェブサイト等において公表することとしている。（評価要綱15（添付資料インデックス7-9頁））

(3) 学校教育法第110条第2項第5号の規定による認証の取り消しはない。

(4) 学校教育法第110条第2項第6号については、基準協会理事は大学・短期大学関係者及び弁護士等学識経験者で構成され、これまで短期大学の認証評価を適切に実施してきたことから、大学認証評価を公正かつ的確に実施することに支障はない。

(5) 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第3条第1項第2号については、基準協会は、申込みのあった大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしているが、評価の実施が困難な場合には、申込み大学と調整をする。（評価要綱9-②（添付資料インデックス7-6頁））

(6) 学校教育法第110条第2項第4号については、基準協会は、一般財団法人として東京法務局に設立の登記申請を行い成立（平成24年4月1日）しており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律関係法令及び基準協会の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事実はない。

基準協会では、平成31年3月31日現在で、資産約344,284千円、負債約39,523千円、正味財産約304,761千円となっており、健全な運営を行ってきている。大学認証評価を行う上で、経理的な基礎を有していると考えますが、会員校の確保、運営の工夫、管理費の削減等に努めていくこととしている。

一般財団法人短期大学基準協会の概要及び
申請のあった評価事業の概要

短期大学基準協会の概要

- 設立目的
短期大学の教育活動等についての総合的な評価等を行い、短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図ることを目的とする。
- 住所：東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階
- 設立年月日：平成6年4月21日
- 代表者：理事長 関口 修（郡山女子大学短期大学部／理事長・学長）
- 主な事業
 - ① 短期大学の教育活動等についての認証評価の実施
 - ② 短期大学の教育研究水準の向上及び質的充実のための支援
 - ③ 短期大学が行う自己点検評価・相互評価活動の促進及び支援
 - ④ 短期大学に関わる高等教育の調査研究
 - ⑤ 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：大学（短期大学を除く）
- 評価の周期：7年以内ごと
- 評価手数料の額：
（会員の場合）
180万円＋1学部につき40万円、1研究科につき20万円
（非会員の場合）
180万円＋1学部につき40万円、1研究科につき20万円
＋7年分の会費相当額

○ 大学評価基準（案）

評価基準は、大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育活動の継続的な質保証を実現することを支援することを目的として、四つの基準（Ⅰ. ミッションと教育効果、Ⅱ. 教育課程と学生支援、Ⅲ. 教育資源と財的資源、Ⅳ. リーダーシップとガバナンス）から構成されている。

○ 評価方法（案）

対象大学が作成する自己点検・評価報告書に基づき書面調査及び訪問調査を通じて、当該大学の状況を把握・分析・評価する。

○ 評価結果（案）

評価は、当該大学の教育研究活動等の状況について「適格」又は「不適格」と判定する。

- ① 4基準に照らして全てが合である場合は「適格」とする。
- ② 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、「不適格」とする。
- ③ 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合または重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とする。
- ④ 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見を付すことがある。

（参考）これまでの機関別認証評価（大学）の実施状況

①第1サイクル（H16～H22）の受審大学数	<u>721</u> 大学
②第2サイクル（H23～H29）の受審大学数	<u>779</u> 大学
③第3サイクル（H30～）の受審大学数	<u>47</u> 大学
④大学の機関別認証評価を実施している機関	<u>4</u> 機関
（公財）大学基準協会（H16.8.31 認証）	
（独法）大学改革支援・学位授与機構（H17.1.14 認証）	
（公財）日本高等教育評価機構（H17.7.12 認証）	
（一財）大学教育質保証・評価センター（R1.8.21 認証）	



元文科高第593号



中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

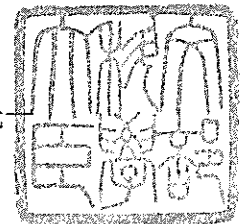
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の改正について

令和元年11月12日

文部科学大臣

萩生田

光



(理由)

認証評価に関して、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、大学の自主的・自律的な改善の実効性を確保し、大学の教育研究水準の向上を一層図るため、令和元年5月24日に学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）が公布されたところである。

このため、文部科学省において、別紙のとおり学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の改正を行う必要があるので、学校教育法第112条第2号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令改正要綱（案）

第一 改正内容

法科大学院に係る認証評価においてのみ規定されていた次の事項について、全ての認証評価で対象となることを明確にすることとする。

- 認証評価機関は、認証評価の結果において大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかった大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じて再度評価を行うよう努めることとする。

なお、上記の確認・評価については、認証評価の結果において改善が必要とされた事項について行うこととする。

第二 施行期日

この改正は、令和2年4月1日から施行するものとする。

学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の背景・経緯

- (1) 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）（以下「細目省令」という。）は、認証評価機関が大学における教育研究等の状況について定期的に評価を行う認証評価において、信頼性や公正性を担保するために、その方法や内容等に関して必要な事項を定めているものである。
- (2) 今般、大学の自主的・自律的な改善の実効性を確保し、大学の教育研究水準の向上を一層図るため、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）において、認証評価の方法について認証評価機関に新たに義務付けたことに伴い、細目省令に規定している一部の内容について改正する必要があることから、必要な整備を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 再度の評価規定の整備

従来、法科大学院を除く大学等の認証評価における再度の評価の対象については、改善が必要とされる事項を指摘された大学等としていたが、学校教育法の今般の改正により、全ての大学等の認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定が行われることになったことを踏まえ、大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかった大学等が含まれることを明確化することとする。

また、評価事項については、改善が必要とされた事項に限定することを明確化することとする。

なお、これに伴い、法科大学院の再度の評価について規定している細目省令第4条第1項第3号の規定は不要となることから、削除することとする。

(2) 法科大学院の認証評価に係る評価方法の整備

従来、法科大学院の認証評価に係る評価方法として、大学評価基準に適合しているか否かの認定を適確に行うに足りるものと規定していたが、学校教育法の今般の改正により、全ての大学等の認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定が行われることになったことを踏まえ、当該規定を削除することとする。

3. 施行日

令和2年4月1日

○文部科学省令第 号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前	
<p>(法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法(以下「法」という。)第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 [略]</p> <p>五 法第九十九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法(以下「法」という。)第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 [略]</p> <p>五 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が<u>連携法</u>第二条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号。次号において「<u>連携法</u>」という。)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</p> <p>三 認証評価機関になろうとする者が、<u>連携法</u>第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定（同号中「評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるもの」を「評価するもの」に改める部分を除く。）は、令和四年四月一日から施行する。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和元年 10 月 4 日（金）～令和元年 11 月 2 日（土）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：6 件（個人 1 件、団体 4 件（1 団体）、不明 1 件）

3. 主な意見概要

- 細目省令第 1 条第 1 項第 5 号の「…当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること」の規定と当該改正との関係が明確でない。
- 「…再度評価を行うよう…」から「…確認し評価を行うよう…」に表現を変えたことに意味があるのであれば、趣旨明確に説明すべきである。
- 認証評価機関の努力義務は「評価を行う」までであり、大学評価基準に適合しているか否かの認定までは求めないとの理解で良いのか。適合認定校に対しても適用されうる第 1 条第 1 項第 5 号において「再度評価」という言葉が用いられていることから、「評価」の含意について解釈にぶれが生じないような配慮が必要である。
- 「確認し評価」した結果については、学校教育法第 110 条第 4 項に定める通知・公表・報告の対象となるのか否かは明確にしておくべきと考える。



元文科高第883号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

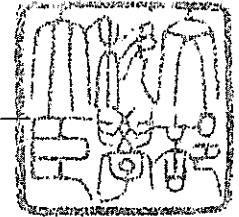
高等専門学校設置基準の改正について

令和2年1月22日

文部科学大臣

萩生田

光



(理由)

平成30年11月26日に、2040年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただいたところである。

同答申においては、高等専門学校の高度化、国際化により教育の質を高めていくことについて提言いただいたところである。

提言を踏まえ、高等専門学校における大学等との連携強化や留学の促進を図るため、文部科学省において、別紙のとおり、高等専門学校設置基準の改正を行う必要があるので、学校教育法第123条において準用する同法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

(別紙)

高等専門学校設置基準改正要綱（案）

第一 高等専門学校以外の教育施設等における学修に関する改正

高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、他の高等専門学校における学修及び他の教育施設等における学修並びに外国における学修等について合計 60 単位まで、自校における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は認定することを可能とすること。

第二 履修証明制度に関する改正

高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で特別の課程を履修する者について単位を与えることができることとするとともに、この場合の要件その他所要の規定を整備すること。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第二百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第百五条から第百七条まで、第百九条（第三項を除く。）及び第百十条から第百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。



2 文科高第 172 号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学院設置基準の一部改正について

令和 2 年 5 月 20 日

文部科学大臣 萩 生 田 光



(理由)

平成 31 年 1 月 22 日に、2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿について審議をまとめていただいたところである。同審議まとめにおいては、リカレント教育の充実に関して、取得した単位については学位取得を目指す際に適切に評価することについて提言いただいたところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進めることが掲げられている。

上記を踏まえ、文部科学省において、別紙のとおり、大学院設置基準の改正を行う必要があるので、学校教育法第 94 条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学院設置基準改正要綱（案）

第一 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定に関する改正

大学院は、学生が他の大学院において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で当該大学院において修得したものとみなすことができるものとする。

また、大学院は、学生が当該大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができるものとする。

上記で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

第二 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮に関する改正

大学院は、入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1 年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができるものとする。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。



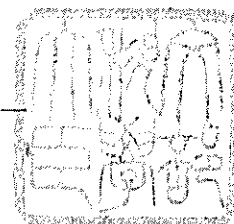
2文科高第533号
中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

令和2年9月15日

文部科学大臣 萩 生 田 光



(理由)

平成30年11月26日に、2040年に向けた高等教育のグランドデザインについて答申をいただいたところである。

同答申においては、国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））を導入すること、その際、連携を推進するための制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して「自ら開設」制度の緩和等）を、質の保証にも留意しつつ、併せて検討することなど、大学等の連携・統合の促進の具体的な方策について提言いただいたところである。

また、18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められている。

以上を踏まえ、大学等の緊密な連携を効果的に推進するため、文部科学省において、別紙のとおり、大学設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の改正を行う必要があるため、学校教育法第94条の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱（案）

一 大学設置基準の改正

1 連携開設科目

- (一) 大学は、次のいずれかに該当する他の大学，専門職短期大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を当該大学が自ら開設したものとみなすものとする。
- (1) 当該大学の設置者が設置する他の大学，専門職大学又は短期大学（当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。）
- (2) 当該大学の設置者が一の社員である一般社団法人（二以上の大学の設置者を社員とし，それらが設置する大学間の連携の推進を目的とするものであって，当該大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が認定したものに限る。以下「認定一般社団法人」という。）の他の社員が設置する大学，専門職大学又は短期大学
- (二) (一)により当該大学が自ら開設したものとみなすものとする連携開設科目は，次に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方針に沿って開設されなければならないものとする。
- (1) (一)(1)に該当する他大学等が開設するもの 当該大学と当該他大学等との緊密な連携が確保されるよう，当該大学の設置者が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針
- (2) (一)(2)に該当する他大学等が開設するもの 当該大学と当該他大学等との緊密な連携が確保されるよう，当該大学及び当該他大学等の設置者が社員である認定一般社団法人が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針
- (三) (一)により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学等は，当該連携開設科目を開設し，及び実施するため，当該連携開設科目に関する文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。
- 2 連携開設科目に係る単位の認定
大学は，学生が他大学等において履修した連携開設科目について修得した単位を，当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
- 3 連携開設科目に係る卒業の要件に関する事項
卒業の要件として修得すべき単位数のうち，2により修得したものとみなすものとする単位数は所定の単位数（学士課程にあつては30単位）を超えないものとする。
- 4 共同学科に係る卒業の要件に関する事項
共同学科に係る卒業要件のうち，それぞれの大学において当該共同教育課程の授業科目の履修により修得することとする所定の単位数以上について，全ての構成大学の

設置者が同一であり、かつ、当該構成大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合については所定の単位数（学士課程にあつては20単位）まで引き下げるものとする。

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 その他

1 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

2 その他の規定の整備

専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準について、上記一の大学設置基準と同様の措置を行うため、所要の規定の整備を行うこと。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

2 文科教第 4 1 5 号

中 央 教 育 審 議 会

教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について、別紙のとおり申請がありましたので、教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号イの規定により諮問します。

令和 2 年 8 月 1 1 日

文部科学大臣

萩 生 田 光 一

令和2年度課程認定申請大学等一覧

【目次】

1	国立大学の学部等の課程	1
2	公立大学の学部等の課程	3
3	私立大学の学部等の課程	4
4	私立大学の学部等の通信課程	7
5	私立短期大学の学科等の課程	8
6	国立大学の大学院の課程	9
7	私立大学の大学院の課程	19
8	公立大学の専攻科の課程	21

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	茨城県	国立大学法人筑波技術大学	筑波技術大学	産業技術学部	総合デザイン学科		15	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術)
				保健科学部	情報システム学科		10	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
2	山梨県	国立大学法人山梨大学	山梨大学	教育学部	学校教育課程		125	高等学校教諭一種免許状(工業)
3	愛知県	国立大学法人愛知教育大学	愛知教育大学	教育学部	学校教員養成課程		729	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 中学校教諭一種免許状(数学) 中学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(音楽) 中学校教諭一種免許状(美術) 中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(保健) 中学校教諭一種免許状(技術) 中学校教諭一種免許状(家庭) 中学校教諭一種免許状(職業指導) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(書道) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(職業指導) 高等学校教諭一種免許状(英語) 特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者) 養護教諭一種免許状

1. 国立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
4	岡山県	国立大学法人岡山大学	岡山大学	工学部	工学科		610	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報) 高等学校教諭一種免許状(工業)
5	山口県	国立大学法人山口大学	山口大学	理学部	化学科		40	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
					生物学科		40	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
6	愛媛県	国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	農学部	食料生産学科		70	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
7	宮崎県	国立大学法人宮崎大学	宮崎大学	工学部	工学科		370	高等学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(工業)

2. 公立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	岡山県	公立大学法人岡山県立大学	岡山県立大学	保健福祉学部	子ども学科		25	幼稚園教諭一種免許状
2	広島県	公立大学法人県立広島大学	県立広島大学	保健福祉学部	保健福祉学科	看護学コース	60	養護教諭一種免許状

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	学校法人札幌学院大学	札幌学院大学	経済経営学部	経済学科		150	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
					経営学科		150	高等学校教諭一種免許状(商業)
2	宮城県	学校法人柗檀学園	東北福祉大学	教育学部	教育学科	中等教育専攻	40	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
3	福島県	学校法人郡山開成学園	郡山女子大学	家政学部	生活科学科		40	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
4	埼玉県	学校法人峯徳学園	埼玉学園大学	経済経営学部	経済学科		100	高等学校教諭一種免許状(商業)
					経営学科		100	高等学校教諭一種免許状(商業)
5	千葉県	学校法人千葉敬愛学園	敬愛大学	教育学部	こども教育学科		72	小学校教諭一種免許状
6	千葉県	学校法人順天堂	順天堂大学	スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科		600	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
7	東京都	学校法人拓殖大学	拓殖大学	外国語学部	国際日本語学科		50	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
8	東京都	学校法人 玉川学園	玉川大学	芸術学部	音楽学科		80	中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
					アート・デザイン学科		100	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸)
9	神奈川県	学校法人 東京工芸大学	東京工芸大学	工学部	工学科	総合工学系機械コース	50	高等学校教諭一種免許状(工業)
10	東京都	学校法人武蔵野美術大学	武蔵野美術大学	造形学部	油絵学科	油絵専攻	120	高等学校教諭一種免許状(工芸)
						版画専攻	20	中学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(美術) 高等学校教諭一種免許状(工芸)
11	埼玉県	学校法人立正大学学園	立正大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科		240	高等学校教諭一種免許状(情報)
12	石川県	学校法人金沢学院大学	金沢学院大学	経済学部	経済学科		90	高等学校教諭一種免許状(公民)
					経営学科		90	高等学校教諭一種免許状(商業)
					経済情報学部		経済情報学科	70
13	岐阜県	学校法人 神谷学園	東海学院大学	健康福祉学部	総合福祉学科		80	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
14	静岡県	学校法人新静岡学園	静岡産業大学	スポーツ科学部	スポーツ科学科		120	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
15	愛知県	学校法人愛知大学	愛知大学	文学部	歴史地理学科		70	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)
					日本語日本文学科		48	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
16	愛知県	学校法人梅村学園	中京大学	スポーツ科学部	トレーナー学科		80	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
					スポーツマネジメント学科		80	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
17	愛知県	学校法人中西学園	名古屋学芸大学	ヒューマンケア学部	子どもケア学科	児童発達教育専攻	40	小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)
18	愛知県	学校法人南山学園	南山大学	理工学部	データサイエンス学科		70	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
19	三重県	学校法人享栄学園	鈴鹿大学	こども教育学部	こども教育学科	こども教育学専攻	25	小学校教諭一種免許状
20	京都府	学校法人真宗大谷学園	大谷大学	国際学部	国際文化学科		100	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
21	京都府	学校法人京都外国語大学	京都外国語大学	外国語学部	ロシア語学科		20	高等学校教諭一種免許状(ロシア語)
22	京都府	学校法人京都産業大学	京都産業大学	外国語学部	アジア言語学科		130	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語)
23	京都府	学校法人京都精華大学	京都精華大学	国際文化学部	人文学科		160	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
					グローバルスタディーズ学科		90	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
24	京都府	学校法人京都橘学園	京都橘大学	工学部	情報工学科		130	高等学校教諭一種免許状(情報)
25	大阪府	学校法人常翔学園	大阪工業大学	情報科学部	データサイエンス学科		70	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
26	大阪府	学校法人大阪信愛女学院	大阪信愛学院大学	教育学部	教育学科		80	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
				看護学部	看護学科		80	養護教諭一種免許状
27	大阪府	学校法人大阪成蹊学園	大阪成蹊大学	経営学部	経営学科		110	高等学校教諭一種免許状(商業)
					スポーツマネジメント学科		110	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
					国際観光ビジネス学科		80	高等学校教諭一種免許状(商業)
28	大阪府	学校法人桃山学院	桃山学院教育大学	人間教育学部	人間教育学科		270	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
29	大阪府	学校法人西大和学園	大和大学	社会学部	社会学科		200	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)

3. 私立大学の学部等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭一種免許状(公民)
30	兵庫県	学校法人濱名山手学院	関西国際大学	経営学部	経営学科		100	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
				教育学部	教育福祉学科	こども学専攻	120	中学校教諭一種免許状(英語)
31	兵庫県	学校法人関西学院	関西学院大学	教育学部	教育学科		350	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
				工学部	情報工学課程		90	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)
					知能・機械工学課程		60	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
32	兵庫県	学校法人神戸学院	神戸学院大学	総合リハビリテーション学部	社会リハビリテーション学科		90	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
33	和歌山県	学校法人高野山学園	高野山大学	文学部	教育学科		50	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
34	岡山県	学校法人川崎学園	川崎医療福祉大学	医療技術学部	健康体育学科		80	高等学校教諭一種免許状(保健)
35	広島県	学校法人古沢学園	広島都市学園大学	子ども教育学部	子ども教育学科		78	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

4. 私立大学の学部等の通信課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	広島県	学校法人古沢学園	広島都市学園大学	子ども教育学部通信教育課程	子ども教育学科		10	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

5. 私立短期大学の学科等の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	三重県	学校法人享栄学園	鈴鹿大学短期大学部	生活コミュニケーション学科	こども学専攻		50	小学校教諭二種免許状
2	岡山県	学校法人山陽学園	山陽学園短期大学	健康栄養学科			80	栄養教諭二種免許状

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	北海道	国立大学法人北見工業大学	北見工業大学	工学研究科	工学専攻		120	高等学校教諭専修免許状(工業)
2	北海道	国立大学法人北海道教育大学	北海道教育大学	教育学研究科	高度教職実践専攻		80	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(英語) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者) 養護教諭専修免許状
3	宮城県	国立大学法人宮城教育大学	宮城教育大学	教育学研究科	高度教職実践専攻		52	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 特別支援学校教諭専修免許状(視覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(聴覚障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
4	山形県	国立大学法人山形大学	山形大学	社会文化創造研究科修士課程	社会文化創造専攻		24	中学校教諭専修免許状(国語)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(英語)
				理工学研究科	化学・バイオ工学専攻		67	高等学校教諭専修免許状(工業)
5	茨城県	国立大学法人茨城大学	茨城大学	人文社会科学研究科	人文科学専攻		17	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(英語)
					社会科学専攻		14	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民)
				教育学研究科	教育実践高度化専攻		43	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者) 養護教諭専修免許状
6	埼玉県	国立大学法人埼玉大学	埼玉大学	教育学研究科	教職実践専攻		52	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(英語) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者) 養護教諭専修免許状
7	神奈川県	国立大学法人横浜国立大学	横浜国立大学	教育学研究科	高度教職実践専攻		60	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(中国語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(スペイン語) 中学校教諭専修免許状(韓国・朝鮮語) 中学校教諭専修免許状(アラビア語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(スペイン語) 高等学校教諭専修免許状(韓国・朝鮮語) 高等学校教諭専修免許状(アラビア語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
8	三重県	国立大学法人三重大学	三重大学	教育学研究科		教職実践高度化専攻	25	幼稚園教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(中国語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(スペイン語) 中学校教諭専修免許状(ポルトガル語) 中学校教諭専修免許状(ロシア語) 中学校教諭専修免許状(韓国・朝鮮語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(商業)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(スペイン語) 高等学校教諭専修免許状(ポルトガル語) 高等学校教諭専修免許状(ロシア語) 高等学校教諭専修免許状(韓国・朝鮮語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
9	滋賀県	国立大学法人滋賀大学	滋賀大学	教育学研究科	高度教職実践専攻		35	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(ドイツ語) 中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(中国語) 中学校教諭専修免許状(韓国・朝鮮語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(韓国・朝鮮語) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者)
10	島根県	国立大学法人島根大学	島根大学	人間社会科学研究科	社会創成専攻		15	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(英語)
11	徳島県	国立大学法人徳島大学	徳島大学	創成科学研究科	理工学専攻		308	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科)
12	福岡県	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学	教育学研究科	教職実践専攻		50	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(英語)
13	大分県	国立大学法人大分大学	大分大学	工学研究科	工学専攻		135	中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科)
14	鹿児島県	国立大学法人鹿児島大学	鹿児島大学	教育学研究科	学校教育実践高度化専攻		20	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科)

6. 国立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
								高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(英語) 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭専修免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭専修免許状(病弱者) 養護教諭専修免許状
15	沖縄県	国立大学法人琉球大学	琉球大学	理工学研究科	工学専攻		93	高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(工業)

7. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	茨城県	学校法人茨城キリスト教学園	茨城キリスト教大学	看護学研究科	看護学専攻		6	養護教諭専修免許状
2	東京都	学校法人創価大学	創価大学	教職研究科	教職専攻		25	高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(ドイツ語) 高等学校教諭専修免許状(スペイン語) 高等学校教諭専修免許状(ロシア語) 高等学校教諭専修免許状(宗教)
3	東京都	学校法人帝京大学	帝京大学	医療技術学研究科	スポーツ健康科学専攻		15	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
4	東京都	学校法人東京電機大学	東京電機大学	工学研究科	電子システム工学専攻		25	高等学校教諭専修免許状(工業)
					先端機械工学専攻		25	高等学校教諭専修免許状(工業)
				理工学研究科	機械工学専攻		18	高等学校教諭専修免許状(工業)
					電子工学専攻		18	高等学校教諭専修免許状(工業)
5	東京都	学校法人東京農業大学	東京農業大学	生命科学研究科	分子生命化学専攻		20	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
					分子微生物学専攻		20	中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
				地域環境科学研究科	地域創成科学専攻		6	高等学校教諭専修免許状(農業)

7. 私立大学の大学院の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
				国際食料農業科学研究科	国際食農科学専攻		7	高等学校教諭専修免許状(農業)
6	長野県	学校法人松商学園	松本大学	健康科学研究科博士前期課程	健康科学専攻		6	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状
7	愛知県	学校法人同朋学園	同朋大学	人間学研究科	仏教人間学専攻博士前期課程		13	中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(福祉)
8	愛知県	学校法人日本福祉大学	日本福祉大学	スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻		10	中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
9	福岡県	学校法人福岡大学	福岡大学	医学研究科	看護学専攻		6	養護教諭専修免許状

8. 公立大学の専攻科の課程

番号	都道府県名	設置者名	大学名	学部等名	学科等名	専攻等名	定員	免許状の種類
1	山口県	公立大学法人下関市立大学	下関市立大学	特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻		10	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者) 特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者) 特別支援学校教諭一種免許状(病弱者)

令和2年度課程認定申請大学等数について

区分		申請大学等数	申請学科等数	申請課程数
大学	国立	7	9	48
	公立	2	1	2
	私立	35	51	91
	計	44	61	141
大学 (通信課程)	国立	0	0	0
	公立	0	0	0
	私立	1	1	2
	計	1	1	2
短期大学	国立	0	0	0
	公立	0	0	0
	私立	2	2	2
	計	2	2	2
大学院	国立	15	18	361
	公立	0	0	0
	私立	9	15	51
	計	24	33	412
大学 専攻科	国立	0	0	0
	公立	1	1	1
	私立	0	0	0
	計	1	1	1
合計		72	98	558

注1: 申請学科等数は教職課程の申請をしている入学定員の最小単位の学科・専攻・コース等数。

注2: 申請課程等数は認定を受けようとする免許種数であり、特別支援学校教諭免許状の課程の認定を申請した場合は、複数領域であっても1件とカウントしている。

注3: 短期大学の専攻科、短期大学・大学院の通信課程は申請なし。

(参考) 申請大学と申請課程数の推移について

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請大学等数	115	105	91	81	72
申請学科等数	205	203	129	129	98
申請課程数	766	530	698	754	558

申請課程数の増減(令和元年度－令和2年度)

学校種	教科	令和元年度	令和2年度	増減数
	幼稚園	23	13	-10
	小学校	20	16	-4
中学校	国語	27	17	-10
	社会	28	21	-7
	数学	25	17	-8
	理科	37	16	-21
	音楽	18	11	-7
	美術	15	13	-2
	保健体育	21	18	-3
	保健	11	8	-3
	技術	17	9	-8
	家庭	17	9	-8
	職業	5	4	-1
	職業指導	5	5	0
	英語	32	17	-15
	その他外国語	16	17	1
	宗教	5	5	0
		小計	279	187
高等学校	国語	27	18	-9
	地理歴史	24	16	-8
	公民	26	22	-4
	数学	24	18	-6
	理科	38	18	-20
	音楽	18	12	-6
	美術	15	14	-1
	工芸	10	11	1
	書道	11	10	-1
	保健体育	21	19	-2
	保健	11	10	-1
	看護	6	6	0
	家庭	17	10	-7
	情報	16	17	1
	農業	13	9	-4
	工業	31	21	-10
	商業	9	13	4
	水産	7	6	-1
	福祉	7	7	0
	商船	5	5	0
	職業	1	0	-1
	職業指導	5	6	1
	英語	29	17	-12
その他外国語	17	23	6	
宗教	5	6	1	
	小計	393	314	-79
	特別支援学校	25	14	-11
	養護教諭	9	11	2
	栄養教諭	5	3	-2
	合計	754	558	-196

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 31 年 2 月 20 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 31 年 2 月 20 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 31 年 2 月 20 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	<p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p>
初等中等教育分科会	<p>一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>